

教育長定例記者会見 会見録

日時：平成29年11月8日 11時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 県立特別支援学校「清掃技能検定」「看護・介助業務補助技能検定」の実施について

質疑事項

- ・ 県外からの県立高等学校への入学志願について
- ・ 英語教育について
- ・ 県立特別支援学校における技能検定について
- ・ 部活動ガイドラインについて
- ・ いじめ防止について

発表項目

(教育長) それでは私の方から特別支援学校における技能検定について発表させていただきます。県立特別支援学校高等部生徒を対象とした清掃技能検定を、11月21日に三重県人権センターにおいて、看護・介助業務補助技能検定を12月11日に三重県合同ビルにおいて、それぞれ実施します。これらの技能検定は、日頃の作業学習等で生徒が身につけた知識、技能、態度などを評価し、習得状況に応じて資格を認定することを通して、将来の職業的自立に向けて必要な力を育成することを目的としています。

清掃技能検定は、平成24年度に第1回目を実施し、今年で6年目(11回目)です。三重県ビルメンテナンス協会にご協力をいただき、検定の前には、各校において、指導者の派遣による実技指導もしていただいています。今回は、7校から72名の生徒が参加し、比較的難易度の高い「水拭きモップ」「スクイジー(窓ふき)」「真空掃除機」の3種目を実施します。

看護・介助業務補助技能検定は、平成27年度に第1回目を実施し、3年目(3回目)になります。JA三重厚生連のグループ株式会社である三厚連ウイズにご協力をいただき、こちらも検定前には、講習会で実技指導をしていただいています。種目としては、看護・介助業務の基本である「身だしなみ・清潔」とともに、「ベッドメイキング」「車椅子介助」の2種目を実施します。

いずれの検定も、審査では、作業手順の「正確さ」「ていねいさ」「挨拶などの態度」などについて評価をし、10級から1級までの認定証を生徒に渡しています。

これらの技能検定は、生徒にとって日頃の学習の成果を発揮し自信をつけるとともに、就職に向けた意欲を高める機会となっています。当日は、練習とは違い、他校の生徒が大勢集まる中で検定を受けることで、緊張する生徒もいますが、毎回、最後まで諦めずに取り組む姿が見られます。県教育委員会としましては、より多くの方々に特別支援学校における技能検定の取組について知っていただきたいと考えております。

なお、当日、一部の生徒については、本人の希望により個人が特定される撮影を控えていただく場合がございますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。詳細につきましては、当日ご案内させていただきます。

質疑

○県外からの県立高等学校への入学志願について

(質) 今日の教育委員会で議題となったと思うんですけども、例の越境の話について、
どういう協議が進められたか。

(答) 第4回検討会で検討していただいた結果、3つの類型に分類ということがございました。その中の活性化協議会というものがどういうものであるのかという質問、5パーセントという数値についてはどのような根拠のものか、県内生徒の通学の公平性のことを考えることの方角性は決めているのかというご質問がございました。そのことに関してですけれども、県内中学生との公平性の確保のところについては、関連することであるので、この検討会で議論した方がいいのではという意見がございました。検討対象校ですけれども、活性化協議会を設置している学校云々については十分に理解できるし、必要だと思うというようなご意見、先ほどの県内中学生のところに関わることもわかりませんが、北勢の子が紀南の方へ行って一生懸命勉強したいとか、あるいはスポーツについても北勢の方でやりたいとかいうこともあるだろうから、こういうこともこの中で検討してもらったらどうだろうかという意見もありました。あとは当初のときから、ずっと公開で報告しておりますが、子どもたち自身の満足度というのを把握していく、2ページの3、今後のスケジュールの中で、検討対象校は「PTA等から意見を聞いたうえで」となっているけれども、この「等」の中には子ども自身の意見も聞いて把握していく必要があるんじゃないかというご意見も頂戴しました。出ていた意見は以上でございます。

(質) 協議とこれまでの検討会で、素案に向けての一定程度目処が立ったという段階だと思うんですけど、現状のものを受けての所感を。それと今日の教育委員会の意見を受けての所感を。

(答) まず後者の方から。教育委員の方からも十分理解できるとか、そういう話もありましたので、検討会でこういう形にまとまってきた方向については、県外からの生徒に三重県にも来ていただくという方向で進めていくということをやっつけていかなければいけないと思います。それからもう一つ、検討会でまとめてもらったことについての所見ということですが、最初はスポーツで、俗に言う越境入学というところから始まったんですけども、結局は学校の活性化協議、地域の活性化とかそういうことを考えながら、一つの良い機会になったのではないかというふうに思います。県外から三重県に来てもらって地域をどうやって活性化するのか、それと子どもたちと交流してどうやって進めていけばいいのかとかを考える非常に良いきっかけになったと今はそう思います。

(質) 前回の検討会では、2月までにパブリックコメントも終えて素案をまとめるという話で進んでたと思うんですけども、今日の教育委員会の内容をうかがうと、いくつか検討会でやった方がいいんじゃないかというところがあったということだと思うんで

すけど、それを受けても、まだ2月までにパブリックコメントを終えて素案をまとめて次で決めるというスケジュールに変更はないんですか。

(答) 検討会の回数などの細かいところではありますけれども、今のところは次の受験に向けてという子どもたちのことを考えて事務を進めていますので、大きなスケジュールの変更はありません。

(質) 教育長としてはもう議論は尽くされていると思いますか。

(答) 検討の中で委員からも、具体的なイメージがわかるものがほしいみたいなものもありましたので、そういう意味合いでも皆さんと相談しながら、こういうふうに出てっ
ていますので、尽くされたかといういろいろあるかもしれませんが、段々進化してきたなという印象をもっています。

(質) 尽くされたとお考えですか。

(答) 委員からもいろいろ意見が出ていましたが、県内中学生の通学区域の話がありますので、そこについてはまだしないといけないのと、野球についてどういうふうにしていくのかということもあります。あとはパブリックコメントということでこういうふう
に具体的な形で県民の皆さんにお示ししたので、どういう意見が出てくるのかとい
うのを踏まえないと、というふうに思っていますので、尽くされたとは言いきれませ
んが、具体的にになってきたのかなと印象は持っています。

(質) 前回の検討会での積み残しになっていた硬式野球の扱いについては、資料では直近
5年間ということになっていますが、この基準で確定したということですか。

(答) 確定というか、前回の会議の後に教育委員会と会長で確認するという発言でまと
まったと思いますので、今日、教育委員会の皆さんにお見せして異論もありませんで
した。もちろん大賛成ということでもなかったですが、確定というか、もう一度第5回
の検討会でお示ししながらというところまでいかないと確定にはなりません。

(質) 次の検討会はパブリックコメントのあとにやるわけですね。

(答) 今の予定ではそうです。

(質) 硬式野球は今回の問題でもサッカーに次いで人数が多い種目だったと思うんですが、
そこを曖昧にしたままパブリックコメントにかけてしまうということについて、その
進行自体には拙速という思いはありませんか。

(答) 曖昧と言われてしまえばそうかもしれませんが、直近5年間に全国大会に出場した
硬式野球を有する学校ということですので、確定という言葉にこだわってしまったの
で、検討委員会があるのにということを申し上げましたけど、そういう意味合いでは
会長と確認させていただいた内容がこれですので、確定という言葉ではなくて提示で
きたと思っています。

(質) 県内の中学生との公平性ということですが、これは検討会でどういうふうにするか
結論を出してもらおうという方向で決まったということですか。

(答) 今日の教育委員会でそういう意見がありましたということで、持ち帰っていますの
で、会長とも相談させていただきたいと思っています。

(質) その方向で検討するということですね。

(質) 次回の検討会で最後ですか。

(答) その予定です。

- (質) 公平性という部分を詰めて、野球部の部分をコンクリートしたらほぼ終わりということ？
- (答) パブリックコメントもございますので、どうなるかはわかりませんが、大体コンクリートできてくるかなと思っています。
- (質) 検討会としてはすでに県外からも許可ということで話がまとまって素案らしいものもできて、教育委員会としては県外からの受入れについての方針を決めたということですか。
- (答) 今日教育委員会で報告させていただいたので、第5回、最後の検討会でどうなるかを待たないと私の一存では決められないですが、方向性としてはそういう方向で動いていると思っています。
- (質) 県教育委員会としてですか。
- (答) 教育委員会で今日話し合っ、これではだめだということもなかったのもので、教育委員会としてということですか。
- (質) 県外からの受入れは導入する方針ということですか。
- (答) そうですね。ただ、何回も言いますが、確定ではないです。今の段階で方向はそうしたいと考えています。
- (質) 県内中学生との公平性という部分ですが、今日の教育委員会では検討会でもう一度やるべきだという話でしたが、検討会では別の場でやるべきだとしたものを戻したということですか。
- (答) それは会長と相談させていただきたいと思います。会長を悪者にはいけないんですが、もう一度皆に寄ってもらったということになれば、そうしなければいけないですし、昨日の終わり方が、検討しないことにしたわけではないので、もう少し会長と相談しないといけないです。
- (質) この部分は一番県民に関わる部分かと思うんですが、この部分を決めないままの素案を県民に提示してパブリックコメントを実施することは順序として逆にならないですか。
- (答) パブリックコメントを白か黒かみたいなのでもらっても、というふうに考えた中で、検討会で具体的に決まってきたので、どの時点でとるのか、実は何日からかということも決まっていませんので、それも相談させていただきたいと考えています。
- (質) 2月までにやるというスケジュールは変えないんですか。
- (答) それを変えてしまうと、受験生に影響が出ます。受験生に影響があるから変えないというわけではないですけど、そこがぎりぎりの線だと思うのでそれは変えないです。
- (質) 整理なんですが、県外から受け入れる方針は決めたと。この素案を決めてないということですか。この制度をこれから完成させるということですか。
- (答) 検討会の中でまとめ上げたものが、この検討対象校になりますので、これから検討対象校が「PTA等から」とありますが、いろんなところから意見を聞いてどうするかとか、協議会もありますので協議会で聞いてどうするかというようなことを踏まえたうえで、次の年度の受験生に持っていきますので、入れるという方向は変わりませんが、何が残っているかということ、まだそのところがまったく進んでいませんので、それは残っています。

(質) これからパブリックコメントにかける素案の仕組み、あれ自体もほぼあの形で導入するのは決めているのですか。第4回の検討会で示された素案で、あの仕組みでほぼ導入するんですか。

(答) パブリックコメントに、どういう資料を付けてというのは、まだ一昨日終わったばかりで決めてませんが、具体的にこういうことを言わないとわからない、でもこれを言ったことによって、この高校はした方がよい、この高校はしたほうが良くないとかそういう意見が出てくるかもしれない。そうなる、私たちが求めるパブリックコメントのイメージとは若干ずれることもありますので、これをそのままということも含めて、事務局内で検討させていただいてますので。

(質) 仕組みについてはまだ検討中ということで、3つの観点で、3つの類型にして、その考え方を挙げて県外からの受入れをやるというのについてはほぼ？

(答) そうですね。この観点を書いたうえで、県民の皆様にきちんとお示しをして、それで意見をいただくということになります。

(質) 県教育委員会としても、この制度を導入していく方針だということですか。県外から受け入れる制度を導入する方針を決めたということですか。

(答) そうですね。パブリックコメントでどうなるかというのは置いておくとしたら、これまでそのために検討会を重ねてきていて、検討会がそういうふうな方向性を示してくださったので、県教育委員会が最終的に決めるわけですけど、検討会の議論をそのままとれば、進めるというふうな決めていくということなんです。

(質) 検討会がそういう方向性を示したというのが一つの理由で、今日の教育委員会定例会でも了承を得られた？

(答) 了承というか、報告題として、第4回までの報告、第4回までの検討でこのような方向になりますと報告させていただいたので、議案ではありませんので承認しましたとかのそういう行為があるわけではありません。報告において、これは反対するとかの意見はなかったというのが事実です。

(質) 異論はなかった。3つの類型の中で、県外からの受入れをやっていきますというところまで？

(答) 第5回の検討委員会も踏まえたうえで、教育委員会としては、定例会の中でどのような形のイメージもないですが、そこで正式にやっということが決められるという手順になります。

(質) 正式にはですね。方向性としては？

(答) 何度もご質問いただいて、うまく答えられていないのかもしれませんが、今の段階では、検討会がこう来て、教育委員会でもこういうことなので、そういう方向に進めていくということに変わりはないです。

(質) ほぼ、再来年の入試では県外からの受入れを実施される方針だとみていいと？

(答) はい。

○英語教育について

(質) 幹事、そのほか項目でもいい？

(質) どうぞ。

- (質) 先に俺、手を挙げてるじゃないか。まあ、先にやりたいんだったらやったらいい。
- (質) どうぞ。
- (質) 一昨日、津の義務教育学校、総合教育会議で行かれましたよね。英語学習まで見られたわけだけど、今後、委員から各校へどう水平展開するかという話が出てましたけど、それについては教育委員会はどういうふうに？
- (答) 各市町とも初めての試み、特に小学校については初めての試みなので、非常に不安に思っている市町の教育委員会もありますので、7月の段階でそういうこれから小学校・中学校の英語をどうしていくかという話で、市町教育長が集まっていた会議の時に、不安に思っておられることとか、どのような時間に英語を学習するかとか、いろんなフリーな意見を出していただきました。そのうえで、文部科学省の方からも、いろいろ教材を送っていただいたりとか、あるいは説明会を開催していただいたりしていますので、そういうことをきちんと市町の教育委員会を通じて各学校に伝わるようにしたり、あるいは要請があればそこに行って説明をさせてもらったりとか、今そういうことをやっているところです。
- (質) あそこを見て、教育長自身の率直な、あそこでやってた英語学習、小1から中3まで、見たのは小2と小6ですけど、印象はどうですか。感想というか。
- (答) 小学校の子どもたちは、英語に慣れ親しむというか、音楽を聞いて楽しそうなところからはじめているんだな、ここから取りつければ嫌いにならないんだろうなというふうに考えました。もう一つ、高学年の方については、私が中学校の1、2年生で習った「I want to go to どこどこ」で、と文法的な英語の繰り返しをやっていたので、ちょっと楽しくない子もいるのかなと感じたのも事実です。
- (質) 学校の評価はどうなんですか。
- (答) そういうことも含めて、中学校の先生と小学校の先生が交じり合って英語をいろいろ、子どもたちのために一生懸命考えてくださっているのが、素晴らしいこと、挑戦的にいろいろ考えておられるなど感じました。学校の評価はということについては。
- (質) 母国語の教育体系が頭の中でしっかりしなければ、外国語を導入しても、結局、両方ともダメになって、それはある程度、知見があるものです。新学習指導要領は、小5小6の英語学習から、さらに小3からに学年を下げました。小2ぐらいまでである程度、母国語は基礎ができていますので、導入しても大丈夫だという話で、幼稚園児までおろす気はないという話があるが、その辺のことは県の教育委員会として、定見はあるんですか。
- (答) 確かに、母国語というか認識というか認知というか、そういうことが大体わかってくるのが、小学校に入ってそれこそ「あいうえお」から勉強して、単語を勉強して、小学校1・2年生ぐらいかなと自分の経験も踏まえてそうなので、小学校3年生ぐらいから他の言語を学びながらというのは、教育委員会として定まった見解は持っているわけではないですけど、それが流れかなという感じは持っています。
- (質) 本来、各県である程度の所の考え方というのを持たないとできないじゃないですか。三重県も県の教育研究所があるわけだから、その辺が休職教師のたまり場じゃなくて、本来の研究というのがされているのかどうかですね。

(答) 他県、例えば福井県ですと、小さい時から英語教育に、それは福井県のこれまでの学習状況とか踏まえて研究をされているところだと思いますので、三重県においても、移行措置とか先行実施みたいなどころがありますけど、その期間にもう少し三重県としてどうあるべきかというのは研究をしていきたいと考えます。

(質) それは、教育研究所中心でということですね。

(答) そうですね。小中学校、教育研究所を含めて、どうあるべきかというのは本当にスタートラインですので、英語については、そこはきちんと考えたうえで出発しないと、三重県で英語を学んだ子が、バラバラになってはいけないと思うので、それは大切なことだと思いますので、小中学校の課と教育研究所を含めて検討したいと思います。

○県立特別支援学校における技能検定について

(質) 発表事項について聞きたいんですが、清掃業務なんですけど、特別支援学校の子というのは、なかなか行き先が、それほど重い障がいとかでなくても清掃しかないという話も逆によく聞いたりするんですけど、卒業生の中で清掃に行かれる割合とか、どれくらいですか。

(答 特別支援教育課) おっしゃっていただいたとおり、清掃技能検定を受けた生徒たちですが、すべてが清掃業者に就職するわけではございません。ただ、今ですと、介護福祉関係を含めて老人・高齢者の施設とかで清掃なんか重宝されている状況もありますので、あるいは、製造業等も含めて清掃というのはついて回りますので、様々なところで清掃というものを仕事上の切り出しという形で就職していているという状況です。

(質) 特別支援学校を卒業されて就労された方のうち、清掃業務というのはどれくらいの割合ですか。

(答：特別支援教育課長) 昨年、一昨年大体計算させていただいて、3割くらいのお子さんがこの清掃技能検定を修了したお子さんで、清掃関係の仕事に就いていると。清掃業者以外も含みますけれど就いているという状況です。

(質) 障がい者雇用って、三重県は頑張っていらっしゃると思いますが、就ける職種をもう少し多様化させていけるような施策とか、教育委員会でやれることってあるんですか。

(答) 教育委員会としてとおっしゃっていただきましたので、偶然にも、私が昨年度まで雇用経済部というところにおりまして、雇用経済部の障がいの担当のところにおいても、先ほど切り分けという単語を使いましたが、一つの業務のなかで、このように切り出して、ここができるどこができるというようなモデル的なのをやっていますので、そういう意味合いでは向こうできちんと職種というか就職できる仕事というのは広げてくれると思いますので、それと、こちらの高等部とか中等部とか連携しながら、こんな事だったらできる、ああいう事ができると、常に連携させていただいていますので、そこで広がっていくのかなと思います。

(質) 広がっていつてますか。数字は出てますか。

(答) 数字では承知していません。

○県外からの県立高等学校への入学志願について

(質) ちょっと、越境入学に戻って恐縮なんですけど、出た結果を見ていて、活性化協議会を設置している学校は認めるとありますけど、最初の頃かな、水産高校の先生がおっしゃってたんですけど、もともと認めているけど、だからといって生徒がよそから来てくれるとか、そんな甘いことはないと言われていたと思うんですけど、教育長が活性化の議論になって良かったとの発言をされましたけれど、スポーツ強豪校は別なんですけど、他の所にそう易々と県外から来れますよと言っても、東紀州の学校の定員割れが突然回復するようなことは、おそらくありえないと思うんですけど、きちっと施策に結び付けていかないと、1回目の時の議論で恐縮なんですけど、教育産業の専門家の方が、県内1学区にすると却って一番人気のある学校に生徒が集まるような状況が加速されるという他県の傾向のご発言もあったと思うんですけど、各学校を活性化させるとおっしゃってるんですけど、実態としてこれまでもあったので、スポーツの強豪校はほとんどだったと思いますが、それ以外の所というのは、あたかも越境入学を認めたら活性化するかのような、そんな甘い話では全然ないと思うんですけど、そのあたりどのようにこれをつなげていくかというのはあるんでしょうか。

(答) 来てくださる高校生の子に定員が少ないから来てもらうという、そういう言い方というのは大変失礼なことにもあたりますので、そういう議論ではないんですけど、地域でその学校の魅力化というのは、学校だけではなくて地域の皆さんとそれこそ活性化協議会をいろいろ各校ごとに作って、こんなんにしよう、あんなんにしよう、ものすごく考えてくださっているんですね。その中で、中学校まで違うところで育った子が来てくれるんだったら、こんなんにしよう、あんなんにしようという、逆に言うと前向きに考えてくれるきっかけにもなるので、易々と口を広げたからどうぞどうぞと言ったってというのがありますけど、他県の状況も勉強させていただいて、そういう所で逆に活性化した例もありますので、双方向でうまくつなげながら認めていけたらなと希望的な観測を持っています。

(質) 今後、来年度以降決まってから考えるということですね。

(答) そうです。

(質) そもそもは規則違反から始まった話なので、規則違反をそのまま認めるようなことはできないというような話を知事も最初されていたと思うんですけども、結局、実態を見ると、規則違反を追認されたということなのかなという印象を受けるんですけども、いかがでしょうか。

(答) 処分という意味でしょうか。

(質) 処分じゃなくて、結果的に越境入学を1回やめるとか、そういうことはなくて、普通にこれまでやっていた学校に同じように入れるような実態っていうのが続いたんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

(答) 本日の一番最初の質問でも答えさせていただきましたけども、確かに曖昧にしていたところはあったかと思うんですけど、でも、それが続いていくことでというのはありましたので、今回、先ほども活性化につなげていくということで広げる、そんなもんじゃないというご意見も頂戴しましたが、いろんな意味合いでこれからその少子化、子どもがどんどん減ってきて、どんどん少なくなる中で、地域とともにその学校

がどうやって生き残っていくかといった時に、考えるきっかけに、ゼロからスタートしましたので、皆様にも言われて調査も8校116人、そこから調査をして、子どもたちにも聞き、先生たちにも聞きということで、そこから始めてゼロからスタートしたというふうに考えていますので、そういう意味合いでは追認ということよりは本当にどん底から、ゼロから考え直したというふうに私は理解をしていますので、追認という考えは今全く持っていません。

(質) 結果的には追認ですね。

(答) 部活動ということについても、部活動を通じて本当に地域に非常に良い影響を与えるというのも、こういういろんな議論をする中で地域からも聞こえてきたということがありますので、部活の子を追認ということではなくて、今いる子どもたちもちゃんと定期的に安全・安心を見ながら学校がきちっと見ているということもきちっと整理して、それもできておりますので、追認という言葉は私の口からは言えないような状況というふうに考えております。

○部活動ガイドラインについて

(質) 分かりました。あともう1件、別の件で昨日、部活動ガイドラインの策定委員会を取材させていただいたんですけども、せっかく今、時代の流れで日本の教諭・先生方がめちゃくちゃ忙しくて、それを減らさなきゃいけないということ、それから過剰な部活動っていうものは、いろんな意味でマイナス面も大きいということで、そういうことにある程度しっかりと結論を出したガイドライン案を作られたと思うんですけども、出席してらっしゃる委員の方が、基本的に部活をめちゃくちゃ一生懸命やってきたような、進めてきたような方が大半で、「これはガイドラインなのか、規則なのか」とか、「こんなこと書かれたら守らなきゃいけないと思っちゃうじゃないか」などですね、かなり「ガイドラインなんだからもっと柔軟な表現にしてほしい」とか、こういう意見の方がいらっしゃるのは良いんですけども、そういう方ばかりという、お一人、お二人はそうではない方もいらっしゃいましたけども、委員の人の選の仕方が、取材をしますと「各種団体に推薦していただいている従来と同じ方法で推薦していただいている結果の委員の方です」ということですが、あの策定委員会の委員の選定として、あれは適正なのかなと、結局、せっかく作ったガイドラインをあの方々の言うとおりにするのであれば、絶対土日というのをもっと表現を弱めてほしいとか、2時間というのをもっと柔軟にしてほしいとか、そんな声が多くて、あれをそのまま受け入れれば結果的にガイドラインが骨抜きになるんじゃないかという印象すら受けたんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

(答) 昨日の話の内容の結果については聞いております。ただ、そのガイドラインを設定して、それを今度は学校の部活動の運営方針に入れて、そして見直しを行って、点検をしていくということもきちんと書き込んでいますので、それをどういう形でというのはあるかもわかりません。またそれが県教委の保健体育課、教育委員会がどうだったかというのも返ってきますので、子どもたちの健全な成長のためというのが一番ですので、先生方の働き方というのももちろんなんですけども、子どもたちの健全な成長のためにこういう休養日であったり、した方がいいんじゃないかということをお

示したので、もしそういうことであれば、そういうことであると言うのは、台無し、ないがしろにするということになるのであれば、それは間違っているので、今、まだこれも中間案の段階ですので、これからパブリックコメントを取り、議論を重ねていくんですけども、今の中では、何回も言いますが、学校の部活動運営方針の中に入れて、どういうふうにしていくかというのをきちっと学校ごとに作るということになっていますので、そういう意味では保障されていくのではないかというふうに考えています。

(質) 昨日の議論の中で、四日市の高校の校長先生が、土日どちらかは休みっていうのは明記したら現場が困るんじゃないかとまでおっしゃったんですけど、働き方改革という観点で言えば、せめて週1日ぐらいは全く学校に先生が来なくていい日を作るというのは、働き方改革の観点から言えば当たり前のことだと思うんですけども、それすら、あそこの委員会の委員の意見を反映すれば、おそらく表現を弱めざるを得ないということになると思うんですけども、それっていうのは、それでいいんですか。

(答) 今回も、今後、委員会というのを何回開催するとスケジュールでは言っているんですけど、もし、もう少しきちんと理解をしてもらう必要があるというふうに考えれば、本当に何のためにこのガイドラインを作るのかというのをもう少しみんなときちんと話をする時間も必要かなというのを昨日の会議の結果を読んで思いましたので、そこをもう少し幅広に考えさせていただきたいというふうに思います。

(質) 委員の選考の仕方というのは、要するに従来の慣例のとおり選びましたというお答えでしたけど、それでいいんですかね。

(答) 大体どの代表からかというのは教育委員会の場合はそうですので。今回の座長の先生には生理学というか、子どもの発達とかそういうことからきちっとお話をいただける先生ということで、そこはもう固めてありますので、後はこれからPTAとかいろんな所にも意見を聞いていきますので、大体ちまたでは半分半分に分かれている、越境入学と同じように意見は半々に分かれていますので、多数決で決めるものではありませんので、何回も言いますが、子どもたちが健全に成長していくためにどうしたらいいかという観点でやっていきますので、そこはガイドラインをきちっと、規則とかそういうことではないですけど、守ってもらうようにということで担保していきます。

(質) 委員の選考の仕方は従来の慣例のとおりで問題ないと思っていらっしゃるのか。

(答) 今はこういう形で選んだことに間違いはなかったというふうに思っています。

○県外からの県立高等学校への入学志願について

(質) 越境入学の話で、もう一度、県外受入れを決めるに至った理由というのを改めて教育長の方から。

(答) 受入れを決めたというのは？

(質) 方針を決めた理由を、もう一度教育長から。決断するに至った理由を。

(答) 確定とか決断とか決めたというのは、もう少し後かなと思うんですが、検討会でずっと議論いただいてきて、この3つの観点でこういうふうにした方が良くないんじゃないかというふうに今の方向性がなっていること。もう一つは、教育委員会、今日の定例

会でも報告をさせていただいて、それに対して異論というものはなくて、皆そっちの方向を向いていると、教育委員の皆さんが。その2点です。

(質) 改めてそういう議論を聞いて、どういうふうに県教育委員会として判断されたのかなと思ってですね。

(答) 最終的には教育委員会で決めるということですので、繰り返しになって質問に対する答えになっていないですけど、意見がこういうふうになってきているので、方向性はこれ以外にはないかなというふうに考えているのは事実です。

(質) さっき理解ができなかったんですけど、活性化協議会について、もうちょっとその部分を。

(答) 今日の資料にもありますが、2ページの「3 今後のスケジュール」というところがございますね。誤解は受けていないかと思いますが、1ページの2(1)は「検討の対象となる学校」ということで、ア、イ、ウ、なんですね。次には、じゃあ、そこが全部ということではなくて、次に来るのは、その検討対象校となった学校が本当はどういうことを、対象になるだけであって、本当に県外から来てもらう学校になるのかどうか、それをどういう意味合いであるのかどうかということをやPTAとか、あるいはここにある、例えばアですと活性化協議会がありますので、そういう所で実際に入れたり、あるいは地域の方の意見も入れてですね、そういうことを聞いた上で実施するかどうかを検討すると、まだそこが残っているという。

(質) それは各校でということですか。要は、大枠として制度としてはこういう方向だけれども、対象となった高校がやるかどうかというところはまだ?

(答) そうですね。まだまだこれからです。先ほどの質問にもありましたように、地域として本当にこうやってするのかどうかとか、それこそ教育委員会が勝手に決めるわけではないので、何回も言いますが、地域の活性化のために、小規模校であり、唯一の職業学科であり、部活というのを活用させていただくということですので、そういう意味合いでということですよ。

(質) その前の質問に重なるんですけど、要はこの県外からの受入れというのを導入する方向だということ、それに対する教育長としての期待とか思いみたいなのをもうちょっと知りたいと思うんですけど。

(答) 本当にマイナスからスタートしたきっかけでしたけど、検討会の中でいろんなご意見をいただいてこういう方向性になった。それが一つは、地域も考えた地域の中の学校という、地域全体を考えた中で、こうしたらいいんじゃないかっていうような方向性を導いていただいたことについては、非常にうれしく思います。本当に最初は、部活で、越境で、子どもたちがという非常に狭い観点だった自分が4月26日には居たかと思うんですけども、逆に検討会とかでもいろんな意見をもらう中で、そういうことかということに途中からですけれども気づかされたということは大きなことだったというふうに思います。

〇いじめ防止について

(質) 国家予算要望ですが、いじめ防止で弁護士を入れるというのは他県でもやっているのかどうか。

(答) 今回、文部科学省の概算要求を見たら、専門的なところについては弁護士を入れてというのが出てきたものですから、三重県もそれに乗っかろうということでやっています。

(答 生徒指導課) 現在この事業を受けているのは2か所です。三重県と箕面市。

(答) それは、今年度は文科省のモデル事業みたいな形で、調査研究事業で利用させていただいているということです。

(質) それは、要は国のプログラムの中で弁護士活用というのがメニューに入っているから、予算を取りたいということなのか。

(答) いじめ防止条例を作っているので、やっぱり専門的なこととか、あるいは弁護士の専門的なことで子どもたちを導いてもらったりとか、解決の糸口というのには、やっぱり弁護士の力って必要だなとずっと考えていたところへ、8月の文科省の概算要求が出たものですから、県財政が厳しいところでもあるので、そこをぜひ活用させていただきたいということで、というところが現実です。

(質) その部分の中に今、警察職員まで広げるというのはないか。

(答) そこはちょっと聞いてないです。

(質) あくまでも弁護士？

(答) あくまでも弁護士です。

(質) 逆に、逆提案する気もないか。7、8年前に県警から警部級に来てもらって荒れてる学校を回らしたじゃないですか。それ以来県警から人が来てますよね。

(答) はい。来ていただいています。

(質) それである程度おさまった部分あると思うんだけど、校内が荒れるっていうのとそれをおさえるというのは別かもしれないけど、でもいじめの温床にはなっている部分もあるんで。その辺の実務経験とかそういうのは警察職員の方が上じゃないですか。

(答) きれいごとか分からないが、警察というもう一つ手前でいじめなり、暴力行為なり、そういうのは止めたいなと思っています。

(質) 要は警察嫌いってということ？

(答) 警察さんも学警連という形でそれぞれ学校が警察と常に連絡を取り合っているんで、その中で10年ぐらい前からいろいろ社会の状況も変わっている中で、そこも含めていろいろ連携は図ってうまくいっていると思いますので、改めて国に要望して入れてくださいというのは今は考えなくても、うまくいっているというふうに考えています。

○県外からの県立高等学校への入学志願について

(質) 硬式野球は、結局、第4回の最後は事務局と検討会会長が協議するという事になったんですけど、今日の資料でも検討会で取りまとめられた具体的な制度として、直近5年間に出場した硬式野球部となっていますので、もうこれは検討会として取りまとめたのは直近5年間全国大会、これを基準にするということでもいいんですか。秋の大会での優勝校とかなんとかそんな話も出てましたけど、あれはもうない？

(答) はい。ここに書いたとおりです。

(質) じゃあ、もうこれで30年度対象となる学校は、数は決まるわけですね。25でいい？

(答) 25校です。

(答 高校教育課) 具体的な校名については、この内容で確認させていただきまして、野球を含めて、今おっしゃったように菰野高校が検討会から増えて、このように25校というふうに。

(質) 野球のことについては、今度、検討会では承認は取るってということなんですか。

(答 高校教育課) 会長とは協議させてもらいまして、委員の方にも流しておりますが、正式には検討会という場がありますので、そこで最終的には確認するということは必要かも分かりませんが、委員の方にも確認をとって進めているということです。

(質) あと、県内中学生の公平の問題、次はその問題ですよ。

(答) はい。それが残ってます。それは今日の教育委員会の内容を受けて、会長とは相談をしたいと思います。

(質) 検討会と相談するわけではなくて？

(答) はい。まず会長と相談します。

(質) そうすると、パブリックコメントってどういう位置付けになるんですか。

(答) 先ほど申しましたように、どういう形でっていうのがまだ事務的に詰め切れてなくて、ちょっとまだそこは。

(質) いや、今回の位置付けですよ。まあ検討会が大体こう方向性を示して、県教育委員会も、もうほぼやります、やる方針を表明されて。で、パブリックコメントというのはどういふ？

(答) 検討対象校というのを校名で見るとこういう形になると。1、2、3を分類するとこういう形なので、取り方は別ですけど、1、2、3について具体的な名前はこのところだけけれども、皆さんのお考えとしては、これをどういうふうにしていったらいいと思うかみたいな位置付けについて、皆さんのご意見を広くうかがうということをするという感じになりますかね。何かをイエス、ノーで聞くというのではないというふうには理解をしています。

(質) 現場で聞いたら、パブリックコメントを受けて、またその案に反映させていくというふう聞いた、そういう認識を持ったんですけど。

(答) 極論ですけど、私たち事務局もそれから検討会もですけど、本当に4回中身の濃い議論をしてきて、多分抜けているのは無いと思うんですが、本当に抜けているところとか、そういうことがあれば、県民の皆さんでこそ気が付くということがあるかもしれないので、それはやっぱり1つのプロセスとして、お聞きするというのは絶対必要だと思いますので。勝手に決めるというわけではありませんので。

(質) 何か抜けている視点がないか、イエス、ノーではなく？

(答) そうですね。今はもう結構細かくきたので。ただ、無いとは言い切れないと思いますので。

(質) ちょっとその越境の件で、そもそもそのどういう学校で、じゃあ受け入れるかという考え方の案を決めてきたわけじゃないですか。それに基づくと、例えば特別コース、特別枠を設けてる学校が14校ですか、というふうな形で24校が対象として挙がっ

てきて検討しているという流れがあるのに、じゃあそれに野球が入っていないから野球については別で設けましょうか、というのはこれはやっぱりなんかこう後付けであったりとか、そもそもその学校ありきみたいな思われ方しませんかね。

(答) 野球というのは、ちょっと他のバレーボールとかそういうのとは違って、まあ具体名を言ってしまうえば甲子園みたいなものもありますので。まあ後付けというよりは、きちんと本当にどういうスポーツでやるかは別にして、本当に地域とともに、地域も応援して、そこへ選手がいることで。

(質) 選手というより他の競技とどう違うんだということまできちっと根拠をつけて説明するとか、その条件にそういった説明というのがなしに、野球が入ってないよね、じゃあ付けようかというのが、そのお考えとしていかがですか。

(答) 答えになっていないかもしれませんが、これからある時期が来たらもう1回このスポーツの内容で良かったかどうかとかいう見直しというのにも必要かなというふうに思うんですね。今年決めたからもう永年にとかあるいは今年決めてまた来年ということでもなくて、それはそういう考えの中で。ただ、野球というものが本当にある意味、日本人にとって国民的なスポーツという社会的認知も得ている中で、大きな大会やそれこそ報道関係の方までであるという中で、ありきというよりは、あって普通かなというふうに考えているのは事実です。

(質) 県内の生徒が出てても全然県大会で戦ってですね、甲子園に行くことができると思うんですけど。そんな中で受け入れようとする根拠は。国民的スポーツっていうのが？

(答) それは可能だと思いますね。やっぱり国民的スポーツっていうか、やはりまあ子どもも小さい時から普通に馴染んでいるし、テレビでも新聞でも一番報道も多いし、普通の人々に触れて貰うスポーツなので。

(質) そういう頃から馴染んで国民的なスポーツだから、じゃあ受け入れていいですというところで、どうロジックが繋がっていくのかなという質問でした。

(答 高校教育課) スポーツ特別枠選抜というのは、県の方で強化指定をしている学校ということにはなるんですけども、これを決めるにあたりましては、高体連と高野連があり、野球は高野連になりますので若干違うところもある中で、野球以外については一定の期間の中でのですね、こう指定の方法をとっているというふうなこともありますので。やはり自由な考え方を野球の方にも適用をしていく必要があるのではないかと、という観点でもご協議いただいたかなというふうに思ってるんですけども。

(質) それ以外に漏れる競技がいっぱいある中で、なんで野球がついてくるんだという質問をしてるんですけど大丈夫ですか。

(答) 何回も言うんですけども、一般的にオリンピックでもどんどんスポーツもある中で、今初めてこう挑戦させていただく部活という中では、実際、野球というのも、皆が愛しているスポーツだということもありますので。答えにはならないんですけど。入れない方がおかしいのかなというロジックで。

(質) 県外からの受入れなんですけど、これ別にその制限はないですか。全国どこでもどこからでも受け入れる制度？47都道府県、全国から募集するということになりますか。入学枠を広く設けるということか。

(答) そういうことになります。

(質) 越境入学で、今まで受け止めも何度かおっしゃっていただいていると思うが、改めて、このスポーツ強豪校に関して規則違反だった越境入学が、今回の制度で認められるようになる。ここに対する受け止めにちょっと聞きたいんですけど。こういう案が出たということに対して。

(答) 先ほども申し上げたのと同じようなことになるかもしれませんが、きっかけは、やっぱりそこだったと思うんですね。越境でスポーツ強豪校に、親が転住ということを規則に明記してありながらそれどうなん、とそこから始まっているのは事実なんですけど、そこから考えて、本当にゼロベースで考えてこうなったということなので。先ほども追認という単語も使われましたけど、こちら事務局としては、追認とか結局は認めてしまうというような考えではありませんので。これから子どもたちがだんだん減ってる中、地域の活性化も考えていかなければならない中、そういうことについてゼロで考えてこういうふうになったという理解をしています。

(質) そうすると、そのいわゆる小規模校だとか、そういう定員割れ対策として越境入学というものをあげている一方で、それに抱き合わせてその強豪校からの越境入学というのもあって、なんかゼロベースという言葉が使われてしまうと最初にあった問題がなんか？

(答) 同じ事を言うことになるかもしれませんが、やっぱり地域の活性化ってということ、子どもがどんどん少なくなって本当に減ってくるんですね。その中で、その地域が若い子どもたちも、高校生も中学生も小学生もですけど、地域を活性化していくという一つの方法として小規模校というのがありますけども、部活ということを活用して地域を活性化するという一つの手段であるというふうに考えておりますので。越境じゃなくて、そこがさきほど他社からも言われた、そういうことに気付かされたというのがありますので。それが事実です。ゼロと言ってしまおうとおっしゃられるのもよく分かるんですが、地域の活性化の一つの手段として、本当に地域がその部活でもって盛り上がって、子どもたちが来てくれたんだというのを実際に見聞きしてますので、それが一つの手段だというふうに考えています。

(質) さっきからおっしゃっている地域の活性化というのは、部活動に関しては、例えば来年のインターハイなのか、国体、オリンピック、そのあたりで県内の選手、学校が勝っていく、盛り上がっていく、そういうことも想定した活性化ということになるんですか。

(答) そうですね。あるという事実は無視はできないと思います。確かに三重県でインターハイがあるから、あるいは国体があるからということで、私、前の部で商工会等の経済団体の人とかと会って話をしていると、やっぱりああいうのが来てくれるからというのを活性化の一つの手段と言ってくれるので、やっぱりそのことがあってというのは大きな一つの要素になると思います。

(質) 県外から募集するにあたり、今後どこからか、例えば愛知県とか隣県にするとか、そういう制限を設けるとか、そういう考えは？

(答) 今は全く、事務局としてもそういう考えは持っていません。

(以上) 12時33分 終了